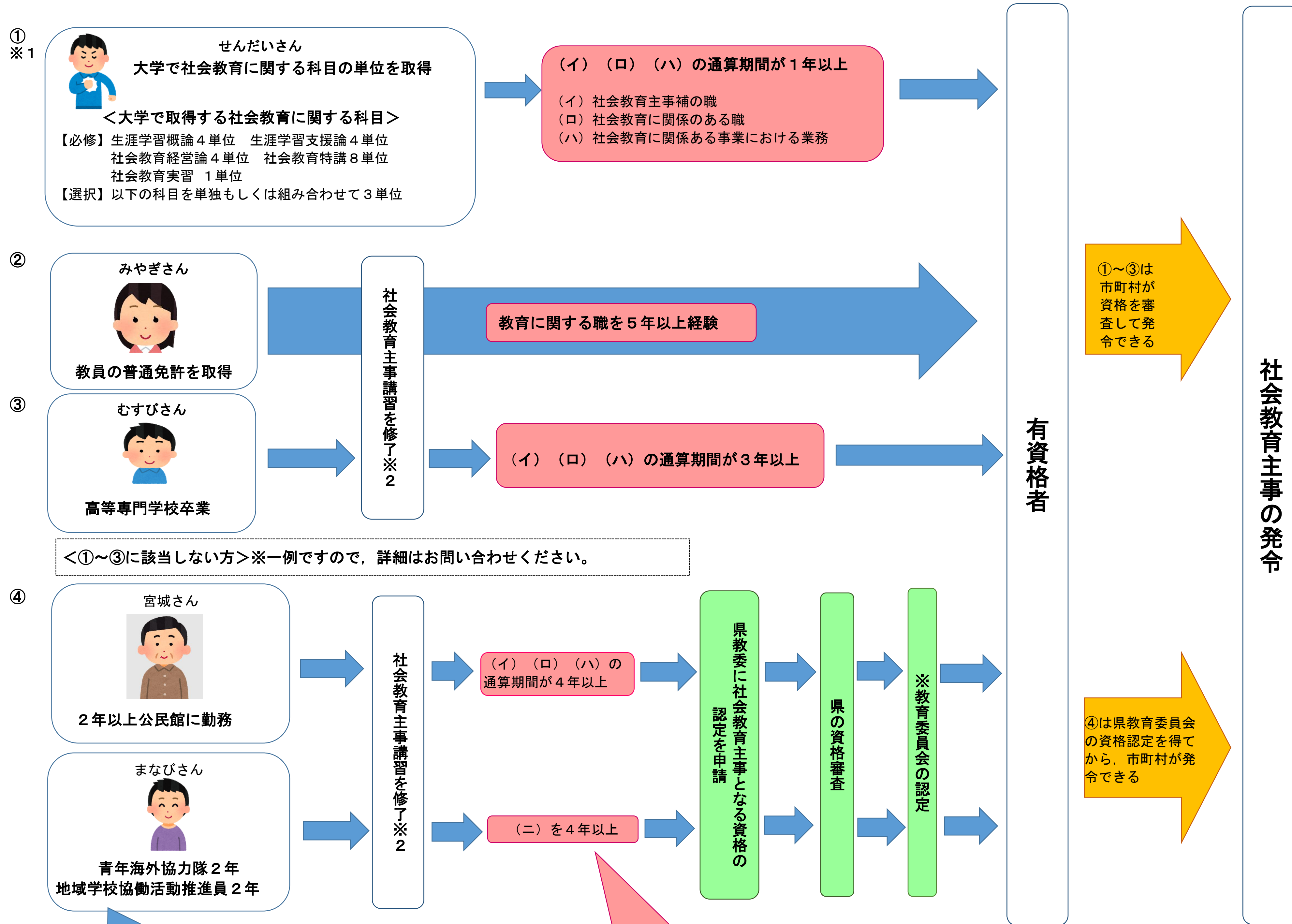


【社会教育主事の資格を得るまでの流れ】



<①~③に該当しない方>※一例ですので、詳細はお問い合わせください。

①~③は市町村が資格を審査して発令できる

④は県教育委員会の資格認定を得てから、市町村が発令できる

【参考】
 社会教育主事講習・社会教育主事等に関する法令等
 ・社会教育法第9条
 ・社会教育主事講習規程
 ・社会教育主事の資格及び受講資格の取扱について

【参考】
 (イ) 社会教育主事補
 (ロ) 社会教育に関係のある職
 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において、社会教育に係る学習又は、文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

<主な職>
 社会教育委員 公民館運営審議会委員 図書館協議会委員
 博物館協議会委員 教育委員 生涯学習審議会委員等（公民館等において事業企画・実施を担当する非常勤職員等を含む）
 <その他（抜粋）>
 社会福祉主事 児童福祉司 介護福祉士 社会福祉士 学芸員
 勤労青少年ホーム指導員 司書 等

(ハ) 社会教育に関係ある事業における業務
 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において、社会教育に係る学習又は、文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

<業務の例>
 事業の目標設定 事業計画の作成 講師の確保 講師・指導者としての教授 参加者への活動援助（ボランティア・非常勤職員を含む）
 <その他（抜粋）>
 青年海外協力隊員 シニア海外ボランティア 日系社会青年ボランティア開発等として途上国に派遣された技術協力専門家等

(二) 教育に関する職
 学校教育法に規定する学校の 学長 校長（園長）副学長 教授 助教授 助手講師（常勤）教頭 教諭 助教諭 養護（助）教諭実習所持 寄宿舎指導者 事務職員（常勤） 学校または共同調理場栄養職員 その他（抜粋）少年院当で教育を担当する者 保育士

①~③以外の方対象
 ○社会教育主事講習を受講できる方
 1) 2年以上社会教育に関係のある職及び業務を経験した者
 （主事講習規程第2条第3号）⇒（イ）（ロ）（ハ）
 2) 4年以上教育に関する職を経験した者
 （主事講習規程第2条第4号）⇒（二）
 3) 4年以上社会教育に関係のある職に相当する職、及び社会教育に関係ある業務に相当する業務を経験した者
 4) その他文部科学大臣が同等以上と認めた者
 （主事講習規程第2条第5号）⇒（イ）（ロ）（ハ）に4年以上従事

①~③以外の方対象
 ○社会教育主事の任用に関する規程
 ①上記（イ）（ロ）（ハ）の通算期間が4年以上
 ②（二）教育に関する職を4年以上経験
 ③上記（ロ）（ハ）に相当する職又は業務

※1 ①を修了した者は社会教育士（養成課程）の称号を得る
 ※2 ②を修了した者は社会教育士（講習）の称号を得る
 ※3 短大卒業以上の者は3年以上、大学で社会教育に関する科目の単位を修得した者は1年以上